

五監公告第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

地域振興課

3. 監査の期間

令和3年10月29日～令和3年11月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 村松支所職員駐車場について、借地面積の妥当性や近隣遊休地の有効利用等、引き続き検討されたい。 また、駐車場用地賃貸借契約書の印紙税を市が負担していることについて、対応を検討し、適正な事務処理に努められたい。	遊休地につきましては、引き続き関係課と利用方法の検討・協議を行い、有効活用に向けた検討を行います。 また、駐車場用地賃貸借契約の印紙税の負担につきましては、地権者と協議のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。
② 村松支所2階の複写機借上料の負担を定額で上下水道局に求めていることについて、複写機は上下水道局のみで使用しており、会計も異なるため、所管の変更等検討し適正な事務処理に努められたい。	2階の複写機については、所管課と協議した結果、次年度からそれぞれの所管に変更し適正な事務処理に努めてまいります。